

令和7年第1回板野町議会臨時会会議録（第1日）

日 時 令和7年8月8日（金） 午前10時34分 開会

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事の報告（上程議案）

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

板野町議会議員及び板野町長の選挙における選挙運動の公営に
関する条例の一部改正について

選挙第1号 中央広域環境施設組合議会議員の選挙について

議案第1号 中央広域環境施設組合からの脱退について

日程第4 町長の提案理由の説明

日程第5 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

板野町議会議員及び板野町長の選挙における選挙運動の公営に
関する条例の一部改正について

日程第6 選挙第1号 中央広域環境施設組合議会議員の選挙について

日程第7 議案第1号 中央広域環境施設組合からの脱退について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 犬伏雅啓君

2番 藤田千穂君

3番 大西裕也君

4番 楠本千草君

5番 太田良和君

6番 三原大輔君

7番 根ヶ山昇君

8番 奥尾周二君

9番 東條昭二君

10番 松浦昶君

11番 石田実君

12番 水口昭彦君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

町 長 玉井孝治君 教育長 谷川健二君
総務課長 山本敏彦君 環境生活課長 末岡稔久君

議場に出席した事務局職員

議会事務局長 上田哲也君 議会事務局係長 村上愛実君

午前10時34分 開会

○議長（水口昭彦君） おはようございます。会議を開くに当たり、傍聴人に申し上げます。

板野町議会傍聴規則第8条の規定にあります、議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないことなどのほか、静寂を旨とする事項を遵守していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和7年第1回板野町議会臨時会の開会に当たり、ひとこと御挨拶を申し上げます。8月4日に告示されました本町議会臨時会が本日、開会の運びとなりました。議員の皆様方には、公私何かと御多忙の中、早速、御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会の提出案件につきましては、後ほど、詳細説明がありますが、お手元に配付してありますとおり、報告第1号、「専決処分の承認を求めることについて、板野町議会議員及び板野町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」ほか2件の御審議をお願いすることになっております。また、本臨時会の会期につきましても、後ほど、お諮りを申し上げますが、議案の審議が円滑に進められますよう御協力のほど、よろしくお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいま、出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回板野町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって議長が指名することになっています。

ただいまから、その指名を行います。

2番藤田千穂議員・3番大西裕也議員・4番楠本千草議員、以上の3氏を指名いたしましたので、会議録署名議員に決定しました。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りをします。去る8月4日、本臨時会の件について、議会運営委員会が開催され、その協議により本臨時会の会期は本日1日間と決まりましたが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、「議事の報告」をいたします。

本臨時会における審議案件は、お手元にお届けしてありますとおり、報告1件・選挙1件・議案1件を上程します。御審議のほど、よろしく申し上げます。

日程第4、「町長の提案理由の説明」を求めます。玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 皆様、おはようございます。皆様方におかれましては、非常にお忙しい中にもかかわらず、御参会いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、令和7年第1回板野町議会臨時会をお願いを申し上げましたところ、公私何かと御多忙の中、早速の御参会を賜り誠にありがとうございます。四国では観測史上、初めて6月の梅雨明けとなったわけでございます。梅雨の期間も19日間ということで、史上最短を記録をいたしました。

また、梅雨明け後は連日、厳しい猛暑・酷暑が続いており、気候変動・気象状況の影響を痛感している状態となっているところでもございます。そのような中、議員皆様方におかれましては、ますます御活躍の段、心よりお喜びを申し上げます。また、日頃より町行政各般にわたりまして、格別の御指導と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、先月末、ロシアのカムチャツカ半島沖で発生をいたしましたマグニチュード8.7の巨大地震では、北海道から沖縄までの太平洋沿岸の広範囲にわたり津波警報また注意報が発令され、遠く離れた徳島県においても美波町で40cmの津波を2度観測するなど、自然の猛威を思い知らされました。東北、岩手県の久慈港では130cmの津波を観測し、東日本大震災を思い起こして恐怖を感じた被災者の方も大勢おられたのではないかとと思われます。心よりお見舞いを申し上げます。

板野町といたしましても、9月30日に国土交通省・四国地方整備局によるTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の訓練が道の駅「いたの」を主会場として実施される予定となっております。住民参加型の訓練ではございませんが、この訓練が住民皆様方の防災意識を高め、近い将来に高い確率で発生が想定されます南海トラフ巨大地震を始め、あらゆる災害の備えへとつながれば幸いに存じるところでもございます。

次に、昨年度から整備を進めておりました町民センター・エレベータ設置工事につきましてでございますが、6月に無事しゅん工をいたしました。その後、執り行いました戦没者追悼式におきましても、多くの御高齢の参列者、皆様方に御利用をいただきまして、とても好評であったと報告を受けております。また、併せまして、大規模災害時の福祉避難所として避難して来られた方の避難場所となり、また、平時には子ども家庭総合支援センターの教育支援室を利用する児童生徒の活動場所ともなっております、2階ホールへの空調設備につきましても完成をいたしましたので、利用される町民の皆様方におかれましては、快適にお過ごしいただけるものと考えているところでございます。

続いて、板野町の農業の中心作物であります「春にんじん」についてでございますが、令和7年産につきましても、町内で75戸の農家の方が合計312.1haの作付けをされておきまして、生

産量が1万5,458t、売上金額につきましては39億9,200万円で、昨年度の売上金額に比べ6億8,000万円、率にして20.6%の増となっております。農家の戸数及び作付面積は、昨年に比べ減少しておりますが、冬の天候にも恵まれたことで生産量が増加し、売上増にもつながったようでございます。翌年におきましても、生産者皆様方の御尽力を賜りまして、今年以上の生産量また売上げとなりますよう心から願っております。

それでは、提案をさせていただいております案件につきまして、御説明を申し上げたいと存じます。本日、御審議を賜ります案件につきましては、報告1件・選挙1件・議案1件の合計3案件でございます。

まず、報告第1号につきましては「板野町議会議員及び板野町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、専決処分の承認を求めることについて」でございます。上位法である「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令」の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布、施行されたことに伴いまして、本町条例につきましても、一部改正が必要となったところでもございます。

なお、町長選挙が今年10日に執行予定であったわけでございます。町長選挙における選挙運動の公営につきましては、急を要することから7月1日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。それを報告事項として御報告をさせていただくものでございます。

次に、選挙第1号につきましては「中央広域環境施設組合議会議員の選挙について」でございます。先月末日、吉野川市が中央広域環境施設組合を脱退しましたが、今年3月の定例会において、吉野川市が脱退することに伴い、板野町から選出する当該組合議員の定数を2名から3名へと改正したことから、増員となった1名を選出するための選挙をお願いするものでございます。

次に、議案第1号につきましては「中央広域環境施設組合からの脱退について」でございます。地方自治法では、一部事務組合からの脱退については、議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに他の全ての構成団体に書面で予告することと定められておりますことから、板野町が中央広域環境施設組合から脱退することについて、議会の議決を求めるものでございます。

私がこの議案を提案したことは、苦渋の決断によるものでございます。本来ならば、今年1日から新ごみ処理施設の運用が始まっていなければならないものが、いまだ建設業者が決定していない状況であり、建設費用についても当初、示された金額は73億円であったわけでございます。その前は確か36億円であったんでなかろうかと思っております。それが20億円以上の金額になったわけでございます。92億8,000万円にまで膨れ上がり、増額となった理由や積算根拠、新施設運用後のランニングコストの提示を求めても出してくれず、その間、組合副管理者である私に一切、報告・説明・相談がありませんでした。再三の要求によりやく回答を出してきたのは、今日、全員協議会で皆様方にお示しをさせていただきました。この7月の29日にやっと出てきたわけでございます。そういったことを今、お渡ししたんでないかと思っております。

そして、その内容といたしますのは、全てゼロ回答と言わざるを得ないものでございました。この

ような誠意の感じられない組合の態度に私の組合及び組合管理者への信頼は底をつき、このまま組合構成団体として更に20年、付き合っていくということにつきましては困難なのではないかと思ひ始めたところでございます。

既に新ごみ処理施設の整備計画には遅れが生じており、更に建設費用が膨らむことも想定をされております。新施設稼働後のコストも不透明な現状であり、今後20年間でいったいどれだけ組合に負担金を支払っていかなければならないのか算定することはできません。説明も相談も積算根拠の提示もなく、言い値で支払いを続けることは、町民皆様方の血税と町政を預からせていただいております者といたしまして、そんな無責任なことはできないと考えております。

脱退後のごみ処理につきましては、町単独で新施設を整備するか、民間に委託するかなど、いろいろと検討していかなければならないことが多くありますが、どのような方法で採択しても、少なくとも、建設費用やランニングコストを試算し、町民の皆様方にお示しすることは可能であり、将来の負担が不透明な組合に留まり続けるより、より良い選択であると、決断に至った次第でございます。

以上、今臨時会で御審議をお願い申し上げます、報告1件・選挙1件・議案1案件につきまして、概略を御説明申し上げましたので、よろしく御審議を賜り、御議決賜りますよう、お願い申し上げます、私の提案理由の説明とさせていただきます。どうか議員皆様方におかれましては、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） ただいまから、議案の審議を行います。

日程第5、報告第1号、「専決処分の承認を求めることについて、板野町議会議員及び板野町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） ただいま、報告第1号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和7年8月8日提出でございます。

7ページをお願いいたします。

専決第4号、専決処分書。

次の事項につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分にする。

板野町議会議員及び板野町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について。  
板野町議会議員及び板野町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を次のとおり  
改正する。

令和7年6月30日専決でございます。本文につきましては、お目通しをお願いします。

本条例の上位法である国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する  
政令が令和7年6月4日に交付・施行されたことに伴う改正で、今月5日に告示をされました、板  
野町長選挙における選挙運動に係る費用に対する公費負担につきましても、一部改正後の単価を適  
用しなければならないことから6月30日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

一部改正の内容といたしましては、選挙運動用のビラの1枚当たりの作成単価を現行の7円73  
銭から8円38銭に、選挙運動用のポスター1枚当たりの作成単価を現行の541円31銭から5  
86円88銭にそれぞれ改めるものでございます。

以上で、報告第1号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから報告第1号を採決します。

お諮りします。報告第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第6、選挙第1号、「中央広域環境施設組合議会議員の選挙」を行
います。令和7年第1回板野町議会定例会において既に可決されております、吉野川市の組合脱退に
よる規約の変更に伴い、板野町から選出する組合議会議員の定数が2名から3名へと改正されまし
たことから、増員となった1名を選挙するものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選
にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、この選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） お諮りします。この件につきましては、既に協議ができておりますので、  
指名の方法は、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、日程第6、選挙第1号、「中央広域環境施設組合議会議員の選挙」については、議長が指名することに決定しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 事務局より、発表させます。

~~~~~

○議会事務局長（上田哲也君） それでは、発表させていただきます。

議案書の9ページを御覧ください。

選挙第1号、中央広域環境施設組合議会議員の選挙について。

中央広域環境施設組規約第6条の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。

御記入をお願いいたします。敬称は、略させていただきます。

住所、板野町下庄字栄寿159番地1。

氏名、松浦 昶。生年月日、昭和12年11月20日生まれ。

令和7年8月8日提出でございます。以上で、発表を終わります。

○議長（水口昭彦君） ただいま、事務局長から発表がありましたとおり、指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました、松浦 昶議員を中央広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、ただいま、指名しましたとおり、中央広域環境施設組合議会議員に松浦 昶議員が当選されました。ただいま、当選されました松浦 昶議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第7、議案第1号、「中央広域環境施設組合からの脱退について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） ただいま、議案第1号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。議案書11ページをお願いいたします。

議案第1号、中央広域環境施設組合からの脱退について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第1項の規定により、令和10年3月31日をもって中央広域環境施設組合から脱退することについて、議会の議決を求めます。

令和7年8月8日提出でございます。

先ほど、町長の提案理由の中でも申し上げましたが、地方自治法第286条の2第1項に一部事務組合の構成団体は、その議会の議決を経て脱退する日の2年前までに他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、一部事務組合から脱退することができると定めております。

脱退する日につきましては、先日、処理が始められました山口県萩市への積替運搬処理事業の終

了期限日であります、令和10年3月31日を想定しておりますが、その2年前の令和8年3月まで脱退の議決及び構成団体への予告を待つことは、板野町はもちろん、中央広域環境施設組合にとりましても、今後の施設整備スケジュールに支障を来すことから、今回、臨時議会に組合からの脱退につきまして、議案をお願いするものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第1号を起立によって採決します。

中央広域環境施設組合からの脱退について、賛成の方は、御起立をお願いいたします。

なお、起立者は、起立者数の確認が済むまでは起立のままお待ちください。採決します。

（起立者11名）

確認できました。お座りください。起立11名です。

起立多数ですので、したがって、議案第1号について、原案のとおり中央広域環境施設組合から脱退することに決定しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） お諮りします。今臨時会の本会議に付議された案件の審議は、全部終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、今臨時会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これで、会議を閉じます。町長より御挨拶がございます。玉井町長。

[町長（玉井孝治君）登壇]

○町長（玉井孝治君） 閉会に当たりまして、私の方から、ひとこと、お礼の御挨拶を申し上げます。本日、議会議員各位におかれましては、公私何かと御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございました。

そして、皆様方におかれましては、先ほど、全会一致ということで御賛同を頂いたわけでございます。私自身も、この状況について、議会議員の皆様方にどういう判断をしていただけるかということをお願いをしておったわけでございます。

特に私といたしましても、皆様方の御審議によって、そういったことをやっていくのが私の筋道かなということを考えているところでもございます。

ただいまは、報告1件・選挙1件・議案1案件につきまして御審議を賜り、原案のとおり、御同

意・御議決を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

今議会で、お認めを頂きました、一部改正された条例に基づき、先日、告示されました、そして、無投票となりました町長選挙における選挙運動の公営につきましては、適正に処理をしております。また、今回、選挙により中央広域環境施設組合議会議員となられた松浦議員さんにおかれましては、議長経験や厚生常任委員長としての知見を遺憾なく発揮されまして、組合事業に関するチェックや重要事項の決定に御尽力いただけるものでないかと考えているところでもございます。

さて、この臨時会で、中央広域環境施設組合からの脱退が皆様方のおかげで全会一致という原案どおり可決されたところでもございます。議員各位におかれましては、慎重審議を賜り、御議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げる次第でございます。つきましては、速やかに組合構成団体である阿波市及び上板町に対し、書面で脱退する旨の予告をいたします。これにより、令和10年3月31日付けをもって中央広域環境施設組合からの脱退が正式に決定をいたしましたので、今後は、その後のごみ処理方式等につきまして、議会議員皆様方と御相談申し上げながら検討してまいりたいと考えているところでもございます。

結びとなりますが、議員各位におかれましては、猛暑が続いておりますので、体調を崩されることのないよう健康に御留意され、町政発展のために引き続き、御活躍をいただきますよう、お願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、大変御苦勞さまでございました。本当にありがとうございました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君）　ここで、ひとこと、お礼を申し上げます。本臨時会は、議員各位また町長ほか職員の皆様方の御協力により、ただいま無事、閉会の運びとなりました。御協力ありがとうございました。これで、本臨時会を閉会します。

午前11時05分　閉会

本会議録の正当なることを証明するため、ここに署名する。

議 会 議 長

水 口 昭 彦

署 名 議 員

藤 田 千 穂

署 名 議 員

大 西 裕 也

署 名 議 員

楠 本 千 草